

令和3年度11月期－3 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

駒馬財産区（財政課）

6 監査の期間

監査対象期間 令和3年4月1日から令和3年10月31日まで
監査実施期間 令和3年11月8日から令和3年12月2日まで

7 本監査の期日

令和3年12月2日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることを確認できた。

今後も適正な業務遂行に努められたい。